

となみ療護園 運営規程 (計画相談支援)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 明和会が設置する指定特定相談事業所となみ療護園（以下「事業所」という。）において実施する計画相談支援の事業（以下「事業」という。）に関し、人員及び運営に関する事項を定め、事業の適正な運営と適切な計画相談支援の提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立つて行うものとする。
- 2 事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
 - 3 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 4 事業は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 5 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
 - 6 事業所は、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 となみ療護園
- 二 所在地 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木 14 番 245

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 相談支援専門員 2名（1名常勤・専従、1名常勤・兼務）
相談支援専門員は、生活全般に係る基本相談に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。
- 三 事務員 1名（常勤・兼務）
事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 四 前三号のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(計画相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所で行う計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 計画相談支援における指定サービス利用支援

- 一 サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努める。
- 二 サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
- 三 サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努める。
- 四 サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供する。
- 五 サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。
- 六 アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 七 利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成する。
- 八 サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- 九 サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
- 十 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
- 十一 サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
- 十二 サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(2) 計画相談支援における継続サービス利用支援

- 一 サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行う。

- 二 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。
- 三 適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 四 指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 法定代理受領を行わない計画相談支援を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用を支払った利用者に対し領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村、東通村、横浜町とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、青森県及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

(苦情解決)

第11条 提供した計画相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 提供した計画相談支援に関し、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した計画相談支援に関し、都道府県知事が行う報告若しくは計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 提供した計画相談支援に関し、市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調

査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。

7 社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(研修)

第 12 条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 14 条 従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(補則)

第 15 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 明和会と当該事業所の管理者が協議の上定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この改正規程は、平成29年 4月 1日から施行する。